質問書回答表

更新日　令和５年１２月２１日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 質疑受付日 | 質疑内容 | 公表日 | 回答内容 |
| １ | 令和５年１２月１８日 | 厨房に残っている調理器具のうち、使用しないものについては、安城市で処分していただくことは可能ですか。 | 令和５年１２月２１日 | 安城市総合斎苑喫茶コーナー運営事業者募集要領（P3）の７留意事項、（１）経費負担で記載した既存設備品のうち、冷凍冷蔵庫、冷蔵ショーケース、製氷機、カップウォーマー、コーヒーメーカー、ミキサー、オーブントースター、ガステーブルコンロ、サービスカートについては、営業開始前に事業者の申し出があれば、安城市が処分します。 |